

石垣市旧平久保小学校跡地及び旧西海区水産研究所石垣庁舎跡地利活用基本計画策定
委員会設置要綱

(設置)

第1条 石垣市旧平久保小学校跡地及び旧西海区水産研究所石垣庁舎跡地利活用に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を策定するため、石垣市旧平久保小学校跡地及び旧西海区水産研究所石垣庁舎跡地利活用基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 基本計画の検討及び策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、委員長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、13人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 関係団体等の代表者
- (2) 市職員
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、基本計画が策定される日までとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、副市長を、副委員長は、企画部長をもって充てる。

3 委員長は、委員会を代表し、会議を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員は、やむを得ない理由により会議に出席できない場合は、あらかじめ委員長の承認を

得て代理人を会議に出席させることができる。この場合において、代理人は委員とみなす。

(関係者の協力)

第7条 委員長は、会議における審議の参考に供するため必要と認める場合には、会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴き、資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画部ふるさと創生課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。